

道路占用料一覧表

現 行			改 定				
区分	単位	金額	区分	単位	金額		
電柱	本柱	1本 1年	1,700円	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,480円
	支柱等	1本 1年	1,230円		第二種電柱		2,280円
電話柱	本柱	1本 1年	620円		第三種電柱		3,070円
	支柱等	1本 1年	450円		第一種電話柱		1,320円
有線放送線	1本 1年	40円	第二種電話柱		2,120円		
地下に設ける電線その他の線類	1本 1年	8円	第三種電話柱		2,910円		
路上に設ける変圧器	1個 1年	1,250円	その他の柱類		130円		
			共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	13円	
			地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートルにつき1年	8円	
			路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,320円	
公衆電話所	1平方メートル 1年	1,750円	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	790円	
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	2,650円	
			郵便差出箱			1,110円	
広告塔	表示面積1平方メートル 1年	8,500円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円		
その他	1平方メートル又は1個 1月	160円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径10センチメートル未満のもの	1本 1年	120円	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	79円
	外径10センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1本 1年	350円		外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの		240円
	外径30センチメートル以上のもの	1本 1年	760円		外径が0.3メートル以上のもの		640円
				道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			2,650円
			道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.004を乗じて得た額
					階数が2のもの		AIに0.007を乗じて得た額
					階数が3以上のもの		AIに0.008を乗じて得た額
				上空に設ける通路	3,450円		
				地下に設ける通路	2,070円		
				その他のもの	2,650円		
祭典など臨時使用の露店	1平方メートル 1日	100円	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	69円	
				その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	690円	

現 行			改 定				
区分	単位	金額	区分		単位	金額	
看板、広告板等	表示面積1平方メートル 1年	5,940円	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	690円	
				その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円	
停留所標識等	1平方メートル又は1本 1年	1,800円		標識		1本につき1年	1,980円
				旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	69円
					その他のもの	1本につき1月	690円
				幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	69円
					その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	690円
広告アーチ等	1基 1月	4,630円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,900円
					その他のもの		3,450円
				道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	2,650円
			道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
工事用板囲	1平方メートル 1月	850円	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	690円	
			道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			260円	
			道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	
				上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
				その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
			道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額	
				その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
			道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額	
				その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
			道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	
				上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
				その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
			道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	
			道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額		
				上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
				その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		

備 考

- 1 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占有期間が1月未満のものについての占有料の額は、この表により算定した額に、100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

※備考については、改定後の内容を記載しています。